入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１０月３０日

分任支出負担行為担当官
中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所長
若田　展正

１　工事概要

（１）工 事 名　　吉野川北岸二期農業水利事業
小川谷頭首工ゲート設備他改修工事

（２）工事場所　　徳島県三好郡東みよし町東山、阿波市市場町尾開 地内

（３）工事内容　　本工事は、国営吉野川北岸二期農業水利事業計画に基づき、小川谷頭首工及び日開谷放余水工のゲート設備他の整備を行うものである。

（１）小川谷頭首工

１）No.１ゲート

鋼製スライドゲート	純径間：B1000×H1000	１門

２）No.２ゲート

鋼製スライドゲート	純径間：B1700×H1200	１門

３）電気設備

機側操作盤	SUS製屋外閉鎖自立形	１面

（２）日開谷放余水工

１）水位調整ゲート

転倒ゲート	油圧シリンダ駆動ワイヤーロープ式（電動）	１門

２）放水ゲート

転倒ゲート	ワイヤーロープ式（手動）	１門

３）排泥工

電動バタフライ弁	φ1200	１基

４）電気設備

機側操作盤	SUS製屋外閉鎖自立形	１面
機側操作盤	SUS製屋外閉鎖スタンド形	１面

（４）全体工期　　令和８年１２月～令和１０年２月　　４４０日間（余裕期間３０日間を含む）

（５）本工事は、次の内容の対象工事である。

① 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、簡易型総合評価落札方式のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

② 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

③　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間中国四国農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

⑥　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙入札方式に代えることができる。

⑦　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙契約方式に代えることができる。

⑧　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑨　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑩　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑪　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑫　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、本年度、他の申請済みの工事で提出した確認資料と同じ内容の確認資料について、提出を省略することが出来る試行対象工事である。

⑬　本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑭　本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

⑮　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。

詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

⑯　本工事は、新規参入企業等の入札参加を促進する観点から、評価項目を企業の施工経験等に限定するとともに、競争参加資格者の申請時点で配置予定技術者の登録及び評価を行わない総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の試行工事である。

⑰ 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（ 以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、現場説明書の内容を十分に確認すること。

２　競争参加資格

（１）予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「鋼構

造物工事」の認定を受けている者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。

（４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の（３）の再認定を受けた者を除く。

（５）企業の施工実績は、平成23年度から令和７年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

○ 同種工事（企業）：鋼構造物工事

（６）次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を、建設業法に従って当該工事に専任で配置できること。

なお、請負代金額が 4,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合）

① 平成23年度から令和７年度の間に元請として完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の監理技術者等が同種工事の経験を有すること。

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

○ 同種工事（技術者）：鋼構造物工事

② 監理技術者等は、工場製作段階では専任の配置を要しないが、現場据付段階では専任の配置とすること。なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

③ 監理技術者等は、次のいずれかの資格を有する者とする。

監理技術者

ア １級土木施工管理技士
イ １級建築施工管理技士
ウ １級建築士
エ 技術士法による技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
オ 上記と同等の資格を有する者であると国土交通大臣が認定したもの

主任技術者

ア １級又は２級土木施工管理技士
イ １級又は２級建築施工管理技士
ウ １級又は２級建築士
エ 技術士法による技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
オ 指定学科を卒業後、①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学を含む）３年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者
カ 上記以外の学歴で10 年以上の鋼構造物工事の実務経験を有する者
キ 上記と同等の資格を有する者であると国土交通大臣が認定したもの

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である

こと。

⑤　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑥　配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知日」における日付）とする。

（７）工事完成、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

保守技術支援体制は、徳島県を保守サービスの範囲としている支店・営業所で確立されていること。

（８）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国四国農政局長から中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等。

②　経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等。

③　安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があり改善を行っていない等。

④　労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(11) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

(13) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価方式に関する事項

（１）評価項目

① 施工体制

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

② 企業の技術的能力等に関する事項

・同種工事の施工経験（過去10年間）

・ワーク・ライフ・バランスの認定等

・賃上げの実施を表明した企業等

（２）総合評価の方法

① 「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、施工体制確認の結果に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記３の（１）②の評価項目について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値に加算点の最高点30点を評価点数の最高点（満点）32.0点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

｛加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点30点／評価点数の最高点 32.0点）｝（小数点第４位以下切り捨て）

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する簡易型総合評価方式（簡易型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

（３）落札者の決定方法

① 入札参加者の評価値が最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（評価基準値）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

４ 入札手続等

（１）入札契約担当部局

〒771-1703 徳島県阿波市阿波町東原173番地１

中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所 庶務課 経理係

電話 0883-35-6022

（２）入札説明書の交付期間及び方法等

① 交付期間

別表の①に示す日時までとする。

② 交付方法

ア インターネットによる場合

農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。

イ インターネットへ接続する環境が無い場合

上記（１）の場所で交付する。

（３）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法等

① 提出期間

申請書は、別表の②に示す日時

② 提出場所

上記（１）の場所

③ その他

提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとする。詳細は入札説明書によるものとし、紙入札による場合は、上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅急便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

（４）入札（開札）の日時、場所及び提出方法

① 入札・開札の日時

○ 電子入札システムによる入札：別表の③に示す日時

○ 紙入札方式による入札：開札日時に持参する場合は、②の開札場所に持参する。ただし、事前に提出する場合は、別表の④に示す日時までに中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所に持参する。

○ 開札：別表の⑤に示す日時

ただし、入札・開札日時は予定であるため、詳細は別途送付する競争参加資格確認通知書によるものとする。

② 入札・開札場所

開札は中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所で行う。

③ 入札書の提出方法は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、届出書を提出した場合は紙により持参することができる。

５ その他

（１）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　　免除

② 契約保証金　　納付

保管金の取扱店は日本銀行 脇町代理店とする。また、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の３以上とする。

ア 利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店　日本銀行 岡山支店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所）

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（２）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、10分の２以内とする。
（４）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無
（５）契約書作成の要否　　要
（６）配置予定技術者の確認
　落札者決定後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者等の変更は認められない。
　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。
（７）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　上記２の（３）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の（３）により申請書及び確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。
（８）電子入札について
　①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には届出書を提出することにより紙入札方式に変更できる。
　②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
　③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例」（電子入札センターホームページ；https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。
（９）施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
(10) 特別重点調査
　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
(11) 発注者綱紀保持対策について
　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
　①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
　②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
　③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
　④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
　⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
　⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
　⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
　⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼

又は情報聴取

(12) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省ＷＥＢサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

① 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

② 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等おいて、受発注者が施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る。

③ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

(13) その他　詳細は入札説明書による。

別表　入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和８年１０月３０日から令和８年１１月１１日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時００分から午後４時００分まで、ただし、最終日については午前１２時００分までとする。
②	申請書の提出期間	令和８年１０月３０日から令和８年１１月１１日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時００分から午後４時００分まで、ただし、最終日については午前１２時００分までとする。
③	電子入札システムによる入札日時	令和８年１１月３０日午前９時００分から令和８年１２月２日午後４時００分までとする。
④	紙入札方式による入札日時	令和８年１１月３０日午前９時００分から令和８年１２月２日午後４時００分までとする。
⑤	開札日時	令和８年１２月３日午前１０時００分からとする。

※　「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。